

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年5月7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

総務部長 佐藤 匡延

◎調達機関番号 807 ◎所在地番号 14

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 77
- (2) 購入等件名及び数量 船舶（俊鷹丸）臨時検査及び一般修繕 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期間 令和6年9月1日から令和6年11月30日までの間の連続する35日間
- (5) 履行場所 俊鷹丸の定けい港（横浜港）から720マイル以内の請負者造船所
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 上記1(5)の履行場所において仕様書に記載された修繕可能かつ入渠可能な状態の船渠を有している者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4 国立研究開発法人水産研究・教育機構総務部船舶管理課 深澤 俊仁 電話 045-788-7984 F A X 045-788-7102
- (2) 入札説明書の交付方法 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

#### ① 直接交付

上記3(1)の交付場所にて交付する。

② 郵送による交付

封書に「俊鷹丸ドック入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に390円切手を貼付し、上記3(1)あて郵送のこと。

③ メールによる交付

任意書式に「俊鷹丸ドック入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてFAX送信すること。

(3) 競争参加資格確認書類の提出期限及び場所上記2(5)の資格を有していること等に関する確約書を入札の際に提出すること。

(4) 入札説明会の日時及び方法 仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年5月20日までに上記3(1)あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はFAXにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

(5) 入札、開札の日時及び場所 令和6年6月27日14時 神奈川県横浜市金沢区福浦2丁目12番4号 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所ビデオライブラリ一室（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、令和6年6月27日12時必着のこと。）

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 本公告に示した特定役務を履行できると国立研究開発法人水産研究・教育機構総務部長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 契約に係る情報の公表 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

6 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masanobu Sato, Director, General Administration Department, Headquarters, Japan Fisheries

Research and Education Agency

- (2) Classification of the services to be procured: 77
- (3) Nature and quantity of the services to be required: Ship (SYUNYO-MARU) Occasional survey and Repair services 1Set
- (4) Fulfillment period: Within 35 days from 1 September 2024 to 30 November 2024
- (5) Fulfillment place: Dockyard near (720 MI.) the Mother Port of SHUNYO-MARU (Yokohama port)
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
  - ① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Japan Fisheries Research and Education Agency.
  - ② have Grade A , B , C or D “Service” in terms of the Vessel Maintenance section of Industrial classification in the qualification for participating in tenders by Japan Fisheries Research and Education Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.
- (7) Time limit for tender: 14:00, 27 June 2024
- (8) Contact point for the notice: Toshihito Fukasawa, Vessel Management Division, General Administration Department, Headquarters, Japan Fisheries Research and Education Agency, 2-12-4, Fukuura, Kanazawa-ku, Yokohama city, Kanagawa, 236-8648 Japan. TEL045-788-7984

## 俊鷹丸 臨時検査及び一般修繕 業務概要

注) 本業務概要は、入札参加希望者に業務の概要を示すものです。  
入札にあたっては、必ず仕様書を受領のうえ積算願います。  
本資料に基づく入札はできませんのでご注意願います。

1. 件 名 漁業調査船 俊鷹丸 臨時検査及び一般修繕
2. 履行場所 俊鷹丸の定けい港（横浜港）から720マイル以内の  
請負者造船所
3. 履行期間 令和6年9月1日から令和6年11月30日までの間の  
連続する35日間

### 4. 業務概要

船舶安全法その他関係法令に基づく臨時検査の合格及び経年劣化による不良箇所の修繕を行い、本船の老朽化防止や耐用年数の延長を図ることで安全航海を維持することを目的とする。

#### 1) 船体部

##### ①一般修繕

- ・船体外部・内部、タンク内部、満載喫水線等塗装関連整備
- ・錨及び錨鎖関連整備
- ・消防設備関連整備
- ・居住、衛生及び脱出装置点検
- ・汚水処理装置関連整備
- ・その他整備
- ・ギャレー関連整備

#### 2) 機関部

##### ①検査受検及び関連整備

- ・2号主機関（左舷）定期検査受検及び関連整備
- ・2号主発電機関（左舷）定期検査受検及び関連整備

- ・ 1号主空気圧縮機定期検査受検及び関連整備
- ・ 独立ポンプ定期検査受検及び関連整備
- ・ 熱交換器定期検査受検及び関連整備
- ・ 効力試験検査受検
- ②一般修繕
  - ・ 弁・配管関連整備
  - ・ 電気関連整備
  - ・ タンク関連整備
  - ・ その他整備
- ③船底弁関連保証整備
  - ・ 船底弁検査受検及び関連整備

## 5. 特記事項等

入渠に際して、船底から1.5m以上、船底ソナードーム(Fr.53～Fr.72)下から0.98m以上クリアランスを確保すること。なお、「入出渠」とは、ドライドック又はフローティングドックをいう。